

情報通信機器を用いた 診療について

当院では情報通信機器を用いた診療を行うにつき、
以下の体制を整備しております。

1. 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場合においては、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(以下「オンライン指針」という。)に該当しており、事後的に確認が可能な場所で実施します。
2. 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを踏まえて、対面診療を提供できる体制を有しています。
3. 患者の状況によって当該保険医療機関において対面診療を提供することが困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応いたします。
4. 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。



長野医療生活協同組合

長野中央病院
Nagano Chuo Hospital